Ⅰ．経営基本	定　　款
１．定款	

第１章　総則

（商号）

第１条　　当会社は、株式会社イルグルムと称し、英文では YRGLM Inc.と表示する。

（目的）

第２条　　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

（１）　コンピュータに関するシステム開発及び販売
（２）　情報処理サービス業並びに情報提供サービス業
（３）　インターネットのホームページの企画及び制作
（４）　広告、宣伝に関する企画、制作及び広告代理業務
（５）　インターネットによる広告の販売及び情報の提供
（６）　コンサルティング業務
（７）　マーケティング業務
（８）　セミナー・研究会等の講演及び運営業務
（９）　各種催事の企画、製作、運営
（１０）書籍・雑誌その他印刷物及び電子出版物の企画、制作及び販売
（１１）有価証券の取得、保有、投資及び運用
（１２）投資業、投資運用業及び投資助言・代理業
（１３）投資事業組合財産の運用及び管理
（１４）無体財産権（著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等）の取得、使用許諾、売買、譲渡及び管理
（１５）以上各号に附帯する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　　当会社は、本店を大阪市に置く。

（公告方法）

第４条　　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第２章　株式

（発行可能株式総数）

第５条　当会社の発行可能株式総数は、22,800,000 株とする。

（単元株式数）

第６条　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）

第７条　当会社の単元未満株式を有する株主は、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）　会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

（２）　会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利

（３）　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（４）　次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の売渡請求）

第８条　当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

（株主名簿管理人）

第９条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２．株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

３．当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規則）

第１０条　当会社の株主権行使の手続きその他の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

（基準日）

第１１条　当会社は、毎年９月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

２．前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第３章 株主総会

（招集）

第１２条　定時株主総会は毎事業年度終了後３か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

（招集権者及び議長）

第１３条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き代表取締役が招集し、議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（電子提供措置等）

第１４条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２．当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第１５条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

３．会社法第 309 条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１６条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２．株主または代理人は、株主総会ごとに代理人権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章　取締役及び取締役会

（取締役会の設置）

第１７条　当会社は取締役会を置く。

（取締役の員数）

第１８条　当会社の取締役は、監査等委員である取締役以外の取締役５名以内、監査等委員である取締役４名以内とする。

（取締役の選任）

第１９条　取締役は、監査等委員である取締役と監査等委員である取締役以外の取締役とを、株主総会において区別して選任する。

２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３．取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第２０条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．前項にかかわらず監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

３．会社法第 329 条第３項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

４．任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。

（代表取締役）

第２１条　取締役会は、その決議によって、監査等委員である取締役以外の取締役の中から代表取締役を選定する。

２．代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。

（取締役会の招集権者及び議長）

第２２条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き代表取締役が招集し、議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（取締役の招集通知）

第２３条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の方法）

第２４条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第２５条　当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）

第２６条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第２７条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役と監査等委員である取締役以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役への委任）

第２８条　取締役会は、その決議によって会社法第 399 条の 13 第 5 項各号に掲げる事項を除く重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（取締役の責任免除）

第２９条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役の同法第 423 条第 1 項の賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２．当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第５章　監査等委員会

（監査等委員会の設置）

第３０条　当会社は監査等委員会を置く。

２．監査等委員会は、監査等委員である取締役で組織する。

３．監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集通知）

第３１条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会規則）

第３２条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第６章　会計監査人

（会計監査人の設置）

第３３条　当会社は、会計監査人を置く。

（会計監査人の選任）

第３４条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第３５条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第３６条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める

第７章　計算

（事業年度）

第３７条　当会社の事業年度は、毎年 10 月１日から翌年９月 30 日までとする。

（剰余金の配当等を決定する機関）

第３８条　当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第１項各号に定める事項については、法令の別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によることができる。

（剰余金の配当の基準日）

第３９条　当会社の期末配当の基準日は、毎年９月 30 日とする。

２．当会社の中間配当の基準日は、毎年３月 31 日とする。

３．前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる

（剰余金の配当金等の除斥期間）

第４０条　配当金は、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

附則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

第１条　当会社は、第 15 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第１項に定める監査役の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２．第 15 回定時株主総会終結前の社外監査役の行為に関する会社法第 423 条第１項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 37 条第２項の定めるところによる。